

令和5年12月つくば市議会定例会  
陳情文書表

受理 番号	受理 月日	件 名	提出者の住所 氏 名	陳情趣旨
陳情5 第9号	10・23	つくば市立吾妻中学校に おける援助費に関する陳 情書	茨城県つくば市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	別紙
陳情5 第10号	10・25	学校教材（備品）の計画 的な整備推進について のお願い	東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル 一般社団法人 日本教材備品協会 会長 大久保 昇	別紙
陳情5 第11号	11・7	家族農業を守り、食料自 給率の向上めざし食料・ 農業政策への転換を求め る共同の申し入れ	茨城県稲敷郡阿見町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 県南農民組合 組合長 ■■■■■■■■	別紙
陳情5 第12号	11・28	年金制度における外国人 への脱退一時金の是正を 求める意見書の採択を求 める陳情	福岡県行橋市■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	別紙



陳情 5 第 9 号

令和 5 年 10 月 20 日

つくば市議会 五頭泰誠 議長

## つくば市立吾妻中学校における援助費に関する陳情書

陳情者 住所: ██████████ 茨城県つくば市 ██████████

氏名: ██████████

連絡先: ██████████

### ■陳情趣旨

つくば市が謂れのない嫌疑をかけられる要因を払拭するために陳情書を認めました。憲法第 26 条第 2 項にて「義務教育は無償とする」とあります。しかし、吾妻中学校には、何ら説明されない「援助費」が計上されておりました。教育局学び推進課によると、吾妻中学校の援助費は、PTA 総会資料に記載し、PTA 総会で PTA 会員に説明し、「PTA 会員の賛同を得たから全在校生が負担しなければならない費用だ」ということでした。

無償であるはずの義務教育において政府の決定でもなく、強制力の法的根拠を何ら持たない任意団体である PTA が、憲法を否定する「在校生ら全員に支払いを求める決定」をし、PTA 総会で PTA 会員らが賛同したから全在校生からの徴収は正当だという主張が吾妻中学校の校長らからあったようで、教育局学び推進課がそのまま回答してきました。

在校生らは誰一人 PTA 会員ではありません。PTA 総会には、誰一人在校生らは参加していません。なのに、強制力の法的根拠を何ら持たない PTA が在校生ら一人一人に負担させる経費として賛同したからと教育局学び推進課から、法治国家の根幹を揺るがす説明がなされました。行政文書開示請求により、在校生全員にその援助費の負担を強いていることは確認しました。

学校徴収金は、個人の所有になる筆記用具やノート、ワークなどの共用できない教材が認められており、部活動などの個人活動で発生する費用の負担も当然理解できます。学び推進課に援助費が「地方財政法で地方公共団体が住民に転嫁を禁じているものではないか」と確認を取りましたが、該当しない上、PTA 活動費とも別のものという趣旨の回答でしたので、令和 4 年度の援助費全ての領収証を開示請求し、内容を確認しました。

令和 4 年度 946990 円使用された援助費の内訳は、所属していない特定の部

活動に支払われた 178020 円、講師謝礼に 22105 円、公費負担であるはずの施設整備に費やされた 479318 円、PTA 名義の領収証および PTA が招聘した講師に 191096 円、誰の何のためか分からない駐車場代 770 円、何の謝礼か分からないもの 5616 円、謎のせんべい代 1620 円、卒業式の花代と思われる式典費 27569 円、来賓のお茶代などの雑費 40876 円でした。

吾妻中学校の援助費は「PTA による自発的な寄付金であり、賛同した PTA 会員らが自主的に寄付したもので、用途を学校に一任している」という説明でなければ説明がつかないような内訳であり、任意団体の私的な出費であれば開示請求も対象外でした。

領収証を提出したのは学び推進課です。問い合わせがあった時点で回答のために援助費の内容を確認していたはずですし、開示請求の回答期限である 10 月 4 日には、教育局学び推進課が提出する援助費の内容を全て確認していたことは確実です。後の 10 月 10 日付けで「援助費は学校教育上必要な経費」という回答を五十嵐立青つくば市長が発行しました。

地方財政法第 27 条 4(地方財政法施行令第 52 条で挙げられている市町村立小中学校の建物維持および修繕に要する経費の転嫁禁止)に抵触するものではないと回答を得たはずが、校舎維持費である体育館や学級フロアのワックス代まで含まれておりました。

また、個人情報保護法が令和 5 年度から地方公共団体にも適用された関係で「如何なる場合においても PTA に関する目的のための利用には同意しない」と、学費引き落としのために提供した口座情報について、学費引き落とし以外の利用を拒否する保有個人情報利用停止請求書を吾妻中学校に提出しましたが「PTA 会費は引き落とさない」と付箋紙でメモに自筆署名した諏訪恵美教頭が受理しなかったので、吾妻中学校の援助費は PTA 総会で PTA 会員にのみ賛同を得たとしても「PTA 関連費用ではない」ということです。

森田教育長が作成し、学び推進課が周知徹底している「学校徴収金ガイドライン」にあるように、公立の義務教育における私費負担である学校徴収金は生徒個人所有となるものや個人活動にかかわる費用で、地方財政法第 4 条 5 で「住民に対し直接でも間接でも寄付金を割り当て強制的に徴収してはならない」とありますから、在校生全員に割り当て、PTA 会費を取らなかった PTA 会員ではないと認識している賛同意志を示していない保護者からも引き落としした吾妻中学校の援助費は「PTA による自発的寄付金」ではなく「学校教育上必要で個人所有となる対象」に限定されて使用されたはずです。

薬物乱用防止教育は文部科学省が中学校での実施を決定したにも関わらず、

義務教育無償に反し公費負担ではなく、その謝礼を全在校生が負担しなければならない決定ができたのは何故なのか理解に苦しみますが、洋菓子店で名が知られるシャトレゼで講師に謝礼として6人分購入し、何故かお茶は7人分。9月ですから「お遣いに行かれた方も暑かったから飲んじゃった」としか思えない領収証にも、学校教育上必要な経費である理由があったのです。吾妻中学校に確認を取った五十嵐立青つくば市長が「学校教育上必要な経費」だと回答をしたのですから、全在校生が負担すべき学校教育上必要な経費であると判断せざるを得ない理由があったのです。そうでなければ、援助費の保護者への諮り方だけが不適切だったかのような回答はできませんから。

市立中学校が学校教育上必要な経費として徴収した援助費に「首相も文部科学省も学校組織であると認めていないPTA」が使用した証であるPTA名義の領収証が存在する理由は分かりませんが、きっと教育委員会または市長が横領罪や窃盗罪などでPTAを刑事告訴する準備中なのでしょう。

社会教育団体を名乗り、法令に反して在校生らに校舎維持費の負担を転嫁させる団体に学校使用許可を出し、子供たちの健全な育成と確かな教育を与える現場で違法行為を放置しておけば、本来、公費で負担すべき転嫁を禁じられた経費が削減出来て、市の財政が助かるという計略で子供たちの権利侵害を容認し、PTAに学校教育上必要な経費を使用させているはずがありませんから。

地方公務員法第33条「職員は、その信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とあるように、他人の金で「将門せんべい薄焼き」が食べたいがために、人生を賭けて違法行為に挑むような校長が平然と生徒らの健全な育成を語る学校の責任者であるなど、ありえません。

個人情報保護法違反、地方財政法違反も然る事ながら、他人の金でせんべいが食べたいがために「教育の現場に相応しい環境づくりおよび生徒の教育活動の振興を図る」「教育活動や学校環境の充実のために有効活用させていただく」などと学校名を挙げて実名で真剣に論じながら、生徒らへの教育と全く関係のない「将門せんべい薄焼き」に使ったことを学校教育上必要な経費ですと言い張るなど詐欺行為であり、刑事告訴されてもおかしくない案件以上に、子供でも恥ずかしすぎて真似できないくらい、ろくでもなさすぎます。

学校管理職に至るまでに様々なご苦勞があった事と察します。長い年月を教育現場に捧げ、尽力してきたであろう方々なのに、他人の金で「将門せんべい薄焼き」が食べたいがためにいとも簡単に法を犯す人物だと思われてしまうことを黙って見過ごすことができません。胸を張って学校教育上必要な経費だと語れる、一般市民には到底、理解しがたい確かな、アクロバティックな指導理論が

あったと信じます。

昨年10月に値上がりし、現在は1782円になった「将門せんべい薄焼き36枚入り」ですが、その辺のスーパーマーケットで販売されており、茨城県民であれば誰もが値段で品物が分かるほどの名菓です。未来を担う生徒らを全力で応援する吾妻中学校の教職員らが、まるで他人の金で将門せんべいが食べたかったように思われるのは、つくば市民として、到底、許せるものではありません。

援助費の全ての用途について、在校生が負担すべき個人所有となる学校教育上必要な経費である理由についてお伺いしたいのは山々ですが、他にも重要な議案があるので、市議会で全てにおいて説明を求めることは難しいと思います。援助費の繰越金が2586494円もあり、令和4年度は946990円しか使わなかったのに、令和5年度でも繰越金を下回る1600000円を追加で必要とする理由は一先ず置いておきます。ですから、せめて、学習発表会および音楽発表会である吾妻中学校の紫苑祭の打ち合わせで全在校生が負担すべき学校教育上必要な経費と判断された「将門せんべい薄焼き36枚入り」が、どのような狙いで、どのような指導に使用されたのかだけでも市議会で説明してもらいたいと思います。

これが説明出来たら、全市民がつくば市の教育に尽力する情熱を理解し、今後一切の疑念を抱かずに全面的な協力ができると思います。在校生は300人弱おりますので、36枚で足りたなら、地元の名産品を知るために全在校生が食べたわけではないことは、誰が見ても分かりますから、「将門せんべい薄焼き36枚」の用途をありのままに説明することで、つくば市に不正や違法行為が一切ないことを証明してもらいたいのです。

#### ■陳情事項

つくば市立吾妻中学校の学習発表会および音楽発表会である紫苑祭の打ち合わせで全在校生らの指導に必要と判断され、校長ならびに教頭らが、全在校生が負担する学校教育上必要な経費と判断し用意した「将門せんべい薄焼き36枚入り」を、どのような狙いで、どのような指導に使用したのか、一般市民が納得できるように、吾妻中学校に確認を取って学校教育上必要な経費と回答した市長に説明させ、その内容を公表してください。

PTAの意義についての説明は必要ありません。実態と無関係の理念だけ掲げて論点をずらし、逃げ回っている紹介をするのは時間の無駄です。吾妻中学校の援助費がPTAという任意団体の活動資金ではないことは、行政文書開示請求で援助費を使用した全ての領収証がつくば市から交付されたことで既に証明できています。「将門せんべい薄焼き36枚入り」を使用した吾妻中学校独自の具体

的な指導について説明していただければ、つくば市が未来を担う生徒らの健全な育成と確かな教育に尽力していることが証明できます。

「科学と教育のまち」として知られるつくば市が謂れのない嫌疑をかけられることは絶対に許せません。きっと「流石、つくば市だ」と誰もが感嘆の声を上げる斬新且つ奇抜で、科学的根拠または確かな教育理論に基づいた「将門せんべい薄焼き 36 枚入り」を使用した学習発表や楽器演奏・合唱における指導法があることを証明してくれると信じています。

たまたま学習発表および音楽発表会の紫苑祭打ち合わせで必要性を感じて用意したものであって、紫苑祭と関係ないのであれば、「将門せんべい薄焼き 36 枚」が教育現場に相応しい環境づくり、または学校環境の充実のために、学校敷地内の何処でどのように使用されているかの具体的な紹介でも構いません。

以上

この写しは、情報公開により交付された物である。つくば市

No. 11

担当者
原

校長	教頭	事務
尾見	原	深

物品購入伺

令和 4 年 9 月 15 日

会計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ( )
			0				
用途	嵯峨南 合計						
合計	¥ 1,620 .. 円						
品名	数量	単価	金額	支払先			
せんぱい	1	1,620	1,620				

校長	教頭	事務
尾見	原	深

支出伺

令和 4 年 10 月 12 日

金	¥ 1,620	円
---	---------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	4 年 10 月 12 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
尾見	原	深	深	深

百路

この写しは、情報公開により交付された物である。つくば市

領収書添付

金額 収 証

¥1,620-

1,620円 (クレジット)

(うち、消費税等 120円) 但し、買上明細票の通り上記正に領収いたしました。

現金 (その他) 株式会社カスミ 学園の森店 TEL 029-863-1181

1,620円 (クレジット)

0円

※財布等に入れ保管頂く場合 印刷面を内側に折り返し保管してください。

請求書添付

No. 0320-0055-5331  
2022年09月15日  
担当: [redacted]

買上明細票

J06 Y: 専門調理師学校 1,500円

小計 1点 ¥1,500  
( 8%外税対象額 ¥1,500)  
8%外税額 ¥120

※印は軽減税率適用商品です。



シートNo: 5331

責: 1506306

印紙 不要



の写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

No.12

担当者
原

校長	教頭	事務
尾見	原	三保

物品購入伺

令和4年9月30日

会計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他( )
			0				
用途	薬物乱用防止教室 講師 謝礼						
合計	4,327						円
品名	数量	単価	金額	支払先			
菓子類	6		3,420				
飲み物	7		907				

校長	教頭	事務
尾見	原	三保

支出伺

令和4年9月30日

金	7,4327	円
---	--------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めて提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	4年 10月 2日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	
尾見	原	三保	原	原	

原三保

この写しは、情報公開  
により交付された物  
である。 つくば市

領収書添付

**Châteraisé**  
NATURAESWEET & GIFTS

シャトレーゼ

領 収 証

2022年09月29日 7994号

吾妻中 様

¥3,420

但し として

上記正に領収致しました。

(消費税等 ¥253 を含みます)  
現金 ¥3,420

(領収金額内訳)  
10.0% 内税対象額 ¥30  
(10.0% 消費税等 ¥2)  
8.0% 内税対象額 ¥3,390  
(8.0% 消費税等 ¥251)

つくば学園の商店  
茨城県つくば市  
学園の森2丁目16-1  
TEL 029-858-5201

1707-0002 #2135

この領収証は感熱紙を使用しておりますので  
印刷面を内側に折り保管して下さい。

子セブン-イレブン

つくば松見公園店  
茨城県つくば市天久保1-10-2  
5

電話: 029-852-3030 ｼﾞｯｼﾞ#1

2022年09月30日(金) 11:59 責298

領 収 書

サイト連携 0込

おーいお茶 緑茶 600ml  
@140x 7 \*980  
値引額 @20x 7 -140  
(商品代金 ¥980)  
(値引合計 -140)

小 計 (税抜 8%) ¥840  
消費税等 (8%) ¥67  
合 計 ¥907  
(税率 8% 対象 ¥907)  
(内消費税等 8% ¥67)  
お 預 り ¥1,000  
お 釣 ¥93  
お買上明細は上記のとおりです。  
[\*]マークは軽減税率対象です。

令和5年10月20日

市区町村議会議長 殿

一般社団法人 日本教材備品協会  
会長 大久保 昇  
(会長印省略)



陳情 5 第 10 号

### 学校教材(備品)の計画的な整備推進についてお願い

学校教材(備品)は、学習効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解の増進を図る上で必要不可欠であります。また学習指導要領の学習目的を実現し、児童生徒の確かな学力の育成を図るためには、学校教材(備品)の安定的かつ計画的な整備を図ることが極めて重要であります。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を口指すことが大きなテーマとなっており、これを実現するため、今後の授業展開は、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考えることがこれまで以上に大切になると存じます。そのためには、紙や黒板及びデジタル教材だけでなく、「主体的・対話的で深い学び」を触発・支援する学校教材(備品)の役割がますます大きくなり、授業で積極的に活用されるよう期待されております。

文部科学省では、義務教育諸学校に備える教材の例示品目と整備数量の日安をとりまとめた参考資料である「教材整備指針」を、平成20年改訂の学習指導要領を踏まえ平成23年に策定し、平成29年改訂の学習指導要領を踏まえ令和元年に改訂し、各学校・各教育委員会が学校教材(備品)の整備の現状を把握し、教育方針に応じた整備の計画を立て易くいたしました。また、これらの学校教材(備品)の整備が安定的かつ計画的に実施されるよう、総務省の協力の下、令和2年度からの10か年を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、単年度で約800億円の地方財政措置が講じられております。しかしながら、各々の自治体における学校教材(備品)の整備については、財源が地方交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることを懸念しております。

貴自治体におかれましては、管内の義務教育諸学校における学校教材(備品)の整備の現状を調査・把握いただき、教材整備計画の策定を進めていただきたくお願い申し上げます。その上に、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整いただき、学校教材(備品)の安定的かつ計画的な整備をより一層推進していただくことをお願い申し上げます。

尚、お送りしました当該リーフレットは、「子どもたちの未来のために計画的な教材整備が必要です。」の表紙のタイトルにありますように、計画的な学校教材(備品)の整備の実施をお願いする内容となっております。子どもたちの学力向上のため、学校教材(備品)の整備の参考としていただければ幸いです。また、ご質問等ございましたら当協会までご連絡賜りたく存じます。

#### 【本件のお問い合わせ先】

一般社団法人日本教材備品協会 事務局長 [REDACTED]  
〒100-0001 東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル  
TEL: 03-5472-7659 e-mail: [REDACTED]

## 一般社団法人 日本教材備品協会 (JEMA) につきまして

私ども一般社団法人日本教材備品協会 (JEMA) は、平成3年に優れた教材  
教具の研究開発と普及を目指して設立され、平成10年に当時の文部大臣より  
社団法人の認可を受けた協会です。

以後、公益事業に注力し、学校教育用教材備品等に関する普及、活用、開発、調査  
研究、品質向上等の事業を行うことで我が国の学校教育に寄与してまいりました。

法人制度改革に伴い、平成25年4月に一般社団法人に移行し、引き続き学校教  
育に寄与することを目的に事業を展開しているところであります。



**JEMA**

Japan Educational Materials Association.

一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

TEL 03-5472-7659

FAX 03-3431-3900

E-mail : XXXXXXXXXX

<http://www.jema.or.jp/>

# 子どもたちの 未来のために

計画的な **教材整備** が必要です。

文部科学省策定の **教材整備指針** を参考に、

**教材整備計画** を活用して、

適切な教材の整備充実を図りましょう！



義務教育諸学校における

**教材整備計画**

令和2年度～11年度

**JEMA**

Japan Educational Materials Association.

一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

# 子どもたちの確かな学力の育成を図るための

## 教材整備計画

が策定されています。

令和2年度から11年度まで、「学校教材整備」のために、  
単年度約800億円、10か年で約8,000億円(見込み)の  
※地方交付税措置が講じられております。

「主体的・対話的で深い学び」により、  
児童・生徒たちが自ら考え、  
自ら発信する力をより伸ばす教育を進めるために、  
支援・触発する学校教材を  
しっかりと整備していきましょう。



## 義務教育諸学校における教材整備計画

### 概要

文部科学省では学習指導要領改訂や学校における働き方改革の進展等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる「教材整備指針」を令和元年8月に改訂。これを踏まえ、令和2年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見通しとなる「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定。

### 1. 趣旨

学習指導要領に対応し、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進する。

### 2. 計画の内容

教材整備指針(令和元年8月改訂)の例示教材等の整備に必要な経費を積算。

### 3. 積算内容

- (1) 学習指導要領関連(学習指導要領に対応する教材)
- (2) 技術革新等関連(昨今の技術革新等を踏まえた教材)
- (3) 学校における働き方改革関連(学校における教育環境改善に資する教材)

### 4. 年次計画額

単年度措置額(普通交付税)約800億円  
(10か年総額 約8,000億円見込み)

小学校	約500億円
中学校	約260億円
特別支援学校	約40億円

子どもたちのために、  
教材整備に積極的に  
使しましょう!

### ※地方交付税措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。  
なお、この地方公共団体が学校教材の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。

# 学校教材の計画的な整備のため、

# 文部科学省策定の **教材整備指針** を

# 積極的に活用しましょう！

教材整備指針は義務教育諸学校に備える教材の例示品目、整備数量の目安を参考資料としてとりまとめたものです。  
目安の数量(必要数)と現有数とを把握し、計画的に整備していきましょう！これらの整備に必要な経費は、新たな教材整備計画により地方交付税措置が講じられております。



小学校教材整備指針

## 教材整備指針の特色

### ① 教材整備数量の目安を例示

各市区町村、学校が具体的な整備数量を定める際の参考として、学校、学年、学級、グループあたりの整備の目安を教材毎に例示



### ② 学習指導要領に対応

学習指導要領に対応する全ての教科の教材を例示



### ③ 技術革新等を踏まえる

視線/音声入力装置(特別支援学校)、3Dプリンター(中学校)等、昨今の技術革新等を踏まえた教材を例示



### ④ 学校における働き方改革に対応

拡大プリンター、複合機等学校における教育環境改善に資する教材を例示



## 教材整備指針の活用例

- ▶ 新たに必要となる教材、更新が必要な教材のピックアップに！
- ▶ 備える整備数の参考に！
- ▶ 整備計画策定の参考に！
- ▶ 教育委員会等への要望資料として！



▼ 詳しくはこちら ▼ ご不明点や活用のご相談などございましたらお問い合わせください。

JEMA 検索  
[www.jema.or.jp/mext/mext-info](http://www.jema.or.jp/mext/mext-info)



学校教材の整備 検索  
[www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyozai/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm)



# 教材整備指針 に基づいた 教材整備 を!

教材整備指針は  
このような内容に  
なっています。

例：小学校教材整備指針を基に

④ 学校における働き方改革に対応

② 学習指導要領に対応

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現行数	整備数※
学校全体で共用可能な教材	発表・表示用教材	1	発表板	7	△			
	発表・表示用教材	2	パネルシアター	3	△			
	道具・実習用具教材	23	プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア	8	○			
	情報記録用教材	32	プリンター・拡大プリンター	1	△			
国語	発表・表示用教材	35	黒板(作文指導用、短冊、漢字指導用、硬筆指導用など)	3	△			
	道具・実習用具教材	40	漢字練習用教材(漢字・筆順カードなど)	2				
社会	発表・表示用教材	46	地球儀(大・小・白地図など)	5	△			
	発表・表示用教材	49	教材作成・提示説明ソフト	1	○			
算数	道具・実習用具教材(数と計算)	59	計算ブロック	7	○			
	発表・表示用教材	65	標本(堆積岩、化石、火山噴出物、火成岩、映像教材など)	8	△			
理科	実験観察・体験用教材	89	音の学習用具(おんさなど)	5	○			
	発表・表示用教材	127	鑑賞資料(DVD、CDと関連画像資料など)	2	○			
生活	道具・実習用具教材	133	録音機器(デジタルレコーダーなど)	4	○			
	発表・表示用教材	144	色立体模型	1				
図画工作	道具・実習用具教材	175	整理用教材(整理戸棚、材料収納棚・箱、作品乾燥棚、掃除機(集塵機)など)	8	△			
	発表・表示用教材(住生活関連教材)	176	黒板(栄養黒板、献立黒板など)	8				
家庭	実験観察・体験用教材	209	簡易騒音計	5	○			
	道具・実習用具教材(陸上運動)	235	投の運動用具一式	1	○			
体育	道具・実習用具教材(ボール運動)	245	ハンドボール用具一式	1	○			
	発表・表示用教材	263	音声CD(チャンツ、歌、ナーサリーライム等)	8	○			
外国語活動・外国語	道具・実習用具教材	265	カード教材(ピクチャーカード、フラッシュカードなど)	5				
	総合的な学習の時間	292	高齢者疑似体験セット、加齢体験セット	4	△			
特別活動	発表・表示用教材	299	紙芝居用舞台	1	○			

○は令和元年改訂で  
新規に例示した教材

△は令和元年改訂で  
例示内容を  
一部見直した教材

【特別支援教育に必要な教材】

③ 技術革新等を踏まえる

① 教材整備数量の目安を例示

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現行数	整備数※
特別支援教育に必要な教材	知的障害	310	運動学習用教材(トランポリン、ボールプール、平均台、バランス遊具、投てき板、大型三輪車、マットなど)	3	△			
		311	ソーシャルスキル指導用教材	3	△			
	肢体不自由	316	入力支援機器(手指入力、音声入力、視線入力など)	7	△			
		320	軽量持ち運びスロープ	3	○			
	病弱及び身体虚弱	323	表示機器(VRゴーグルなど)	3	○			
		333	字幕提示システム(音声認識システム、字幕提示用機器など)	3	○			
	自閉症	346	デジタルカメラ	7	○			
	学習障害(LD)	351	カラーフィルター(情報の量や強さを調整するシートなど)	7				
注意欠陥多動性障害(ADHD)	355	衝立	3					

※必要数-現行数=整備数

小学校

中学校

単位	番号	目安
I. 学校	1	1校あたり1程度
II. 学年	2	1学年あたり1程度
III. 学級	3	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	4	8人あたり1程度
	5	4人あたり1程度
	6	2人あたり1程度
V. その他	7	1人あたり1程度
	8	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

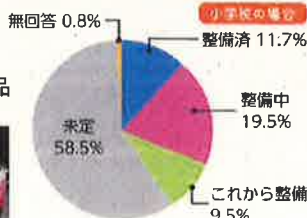
特別支援学校

単位	番号	目安
I. 学校	1	1校あたり1程度
II. 学年	2	1学年あたり1程度
III. 学級	3	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	4	3人あたり1程度
	5	2人あたり1程度
	6	1人あたり1程度
V. その他	7	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

## 教材整備指針(令和元年度改訂)での例示品の整備状況 (令和4年度 JEMA調査より)

発表板

学校全体で共用可能な  
発表・表示用教材の例示品



ユニバーサルスポーツ用具

- ・グランドテニス用具一式
- ・サウンドテーブルテニス用具一式
- ・ゴールボール用具一式
- ・フライングボール用具一式
- ・フットチャ用具一式 など



特別支援教育(共通)に  
必要な教材の例示品

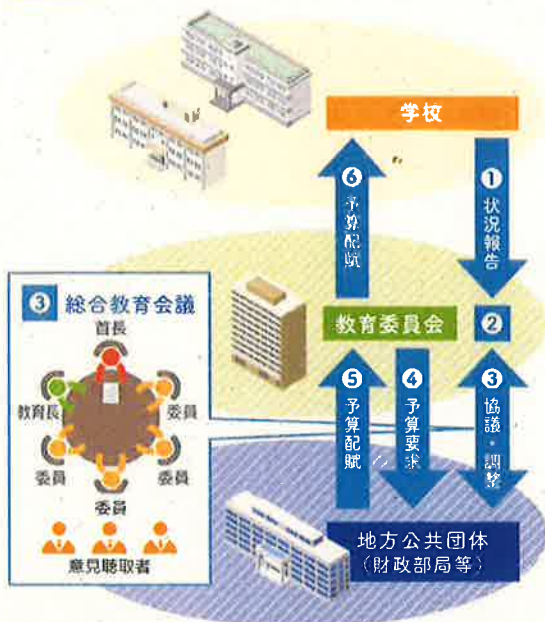
④ 小学校の場合





# 学校教材の整備の進め方について

教材整備計画における学校教材の整備に必要な経費は、地方交付税等による財政措置の対象とされており、学校教材の整備について、それぞれの地域で議論し、予算措置することが重要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方自治体に設置される総合教育会議において、計画的な教材整備について首長と教育委員会が協議・調整することも有効であると考えられます。



**POINT** 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になります。

**財政措置額** (全国ベース)  
令和5年度措置額約800億円

〈積算基礎〉

- 小学校 (18学級規模)..... 2,761千円
- 中学校 (15学級規模)..... 2,836千円
- 特別支援学校 (350学級規模).. 84,804千円

## 学校現場での整理

● 整備品目や教材の優先順位を決定

校長を中心に、教頭、教務主任、事務職員等による予算委員会を組織するなど、校内組織を生かした全校的な対応を図る。

### ① 状況報告 学校 → 教育委員会

● 教委に対して情報提供・要望(教材による効果の説明等)

### ② 教育委員会内での整理 教育委員会

● 学校現場で更新・新規購入が必要な教材を把握

- 各学校に対するヒアリング
- 各学校での台帳による管理
- 学校に必要な教材の優先順位をつけて要望
- 他自治体の整備状況の照会

● 教育委員会で内容を精査

● 教材整備に必要な費用を積算

### ③ 協議・調整 教育委員会 ↔ 地方公共団体(財政部局等)

● 教育条件整備に関する施策

学校備品・教材の計画的な整備計画

### ④ 予算要求 教育委員会 → 地方公共団体(財政部局等)

● 必要な予算を要求

● 要求内容について説明

文部科学省からの資料等も活用

- 地方交付税の財源措置等の通知
- 教材整備指針

### ⑤ 予算配賦 地方公共団体(財政部局等) → 教育委員会

### ⑥ 予算配賦 教育委員会 → 学校

## 教材整備関係の地方交付税措置額の試算例(令和5年度ベース)

	地方交付税の算定に用いる標準施設の状況			地方交付税措置額(試算例)	
	一般財源 (教材整備関係) A	施設規模 B	1学級当たり 一般財源 C (A/B)	施設規模 D	試算額 E (C×D)
小学校	2,761千円	18学級	153千円	150学級 _____学級	22,950千円 _____千円
中学校	2,836千円	15学級	189千円	80学級 _____学級	15,120千円 _____千円
特別支援学校	84,804千円	350学級	242.3千円	50学級 _____学級	12,115千円 _____千円

備考1: 地方交付税措置額の試算に用いる学級数(D)は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。

備考2: 寒冷補正(暖房費や除雪費等を反映するもの)等の補正係数は、考慮していません。

ここに学級数を代入して、あなたの自治体や学校の措置額を試算しましょう!

# 子どもたちの確かな学力の育成を図るために、 学校教材の安定的で計画的な整備の実施、推進をお願いします。

## 学習指導要領を踏まえた安定的かつ計画的な教材整備の実現に向けて 文部科学省初等中等教育局長 矢野 和彦

適切な教材の整備充実、児童生徒の関心・意欲や知識理解の質をさらに高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による学習指導要領の趣旨の実現を図る上で極めて重要であり、加えて教師の授業準備や教材研究の負担軽減効果も期待でき、各学校における働き方改革の推進にも資するものと考えられます。

このため、文部科学省では、教育条件整備策の一つとして、令和元年8月に策定した「教材整備指針」に例示される学校教材等の整備が、安定的かつ計画的に実施できるよう、「義務教育諸学校における教材整備計画」（令和2～11年度の10か年）を策定しており、令和5年度で四年度目となりました。

GIGAスクール構想の進展等を中心として、学校の教育環境に大きな変化が訪れておりますが、教材整備の重要性は変わりません。各地方公共団体、教育委員会、学校におかれましては、同指針も参考としていただきながら必要な教材を整理した上で、総合教育会議における首長と教育委員会の協議・調整の場を活用するなどして、学校教材の整備をより一層推進していただければ幸いです。

## 地域の実情に応じた教材整備の推進を

総務省自治財政局調整課 課長補佐 水谷 健一郎

学習指導要領に対応して策定された「義務教育諸学校における教材整備計画」を踏まえ、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、その整備に必要な経費については、地方交付税措置を講じることとしております。

地方交付税に使途の定めはなく、それぞれの地域において、教材整備の必要性やその整備水準等について議論を深めていただくことが重要です。地域の実情に応じた教材整備が推進され、各学校現場での創意工夫に基づき、子どもたちの健やかな学びが図られることを期待しております。

## すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう

全国連合小学校長会 会長 植村 洋司

令和5年度は学習指導要領全面実施4年目となり、全国の小学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善がより一層進められています。また、一人一台端末と高速大容量通信環境における、ICTを活用した教育活動が本格化し、効果的活用が図られています。しかしながら、各自治体の財政状況や考え方等によって、その整備や推進状況に格差が生じています。

全国連合小学校長会は、公立小学校の教育環境は全国どこでも同じように整備されていなければならないと考えています。すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう、「教材整備指針」を踏まえた教材整備が進みますようお願いいたします。

## 「学びの充実」と「学校における働き方改革」の具現のための教材整備を

全日本中学校長会 会長 齊藤 正富

現行の学習指導要領の全面実施3年目を迎え、全国の公立中学校では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらに進めているところです。学校において使用される教材は、学びを充実させる上で、生徒の興味・関心を高めたり、理解を深めたりするために極めて重要であり、全国どの地域でも一定水準の教育を受けることができる環境を整える上でもその充実が不可欠です。また、喫緊の課題である「学校における働き方改革」を推進させる点においては、教師の負担軽減にとっても重要です。これらのことから、全国の公立中学校が「教材整備指針」を基に整備計画を策定し、確実な教材の整備を進めていただくようお願いいたします。

## 学校教材の有効活用を

全国市町村教育委員会連合会 会長 田邊 俊治

すべての子どもたちの最大限の可能性を引き出す個別最適な学びを推進するために、教師の適切な指導と同時に、その指導をより効果的にする学校教材が必要不可欠です。

GIGAスクール構想により児童生徒の「1人1台端末」を活用した授業が進められる一方で、より五感を働かせる実習・実験、体験活動などリアルな学びの重要性についても再認識しておく必要があります。デジタル教材はもちろんのこと、従来からの教材など学校教材の必要性は更に増しているといえます。

全国の市町村教育委員会は、学校教材の有効活用が図られ、子どもたちの学習活動がより充実されるよう、それぞれの学校において教材整備の具体的な計画を策定し、実行されていくことを望んでいます。

## 計画的で着実な学校教材の整備を

一般社団法人日本教材備品協会 (JEMA) 会長 大久保 昇

学習指導要領が目指す児童生徒一人一人の「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちが自ら考え、自ら発信する力を身につけるために、学校の様々な教材教具はそれを触発する道具として情報端末の整備と同じく重要な存在です。文部科学省では子どもたちの確かな学力の育成を図り、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するために、令和2年度から10年間の「義務教育諸学校における教材整備計画」が策定され、単年度で約800億円の財政措置が講じられております。すべての自治体に設置されている「総合教育会議」において、文部科学省策定の教材整備指針に則り、計画的に、そして着実に各々の自治体で学校教材の整備が促進されることをお願いします。

## 教材整備の参考に・・・

JEMAは、教材整備に関する様々な情報・データを提供しています。

教材データベース <http://kyouzai.jema.or.jp/>



教材検索WEBサイト。

学校が求める、あらゆる教材情報にお応えします。

JEMA 教材データベース 検索

**JEMA**  
Japan Educational Materials Association.

一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目10番11号 虎ノ門PFビル  
TEL 03-5472-7659 FAX 03-3431-3900

JEMA

検索

JEMAは、安全な教材備品の整備を推進しています。

子どもたちを健康被害から守ろう!!  
JEMA安全基準適合認定事業。



JEMA 安全基準適合認定マーク  
認定番号: 2024年1月1日付



陳情 5 第 11 号

2023年 10月 25日

つくば市議会 議長  
五頭 泰誠

様

県南農民組合

組合長

〒

茨城県稲敷郡阿見町

Tel.

Fax.

家族農業を守り、食料自給率の向上めざし食料・農業政策への転換を求める

### 共同の申し入れ

世界に広がるコロナパンデミック、そしてロシア政府によるウクライナ侵攻は、世界経済を混乱に陥れ、世界的な食料危機を急拡大させており、この侵攻を止めさせることは喫緊の課題です。

こうした危機が迫る一方、各地では学校給食の無償化、学校を含む公共調達で地場産、有機農産物の活用を促進し、家族農業と地域を守る運動が広がっています。

2022年度に小中学校の給食を無償化した自治体数は451にまで広がり、小中学校の給食を提供する約1600市区町村の3割近くまで到達しています(日本農業新聞2月22日付)。

食と農をめぐる様々な仕組みの見直しを通じ、いま各地では地域循環型・持続可能な地域づくりへの展望、また地球温暖化対策など、地域を守る施策としてあらためてその潜在的価値が見つめなおされています。

各地で広がる学校給食の無償化をはじめ、学校給食や病院食などへ地元農畜産物の活用や独自の予算や苦悩の数々をつかみながら、食料・農業・地域を守る実践と努力を伺いながら、今後の政府要請などの取り組みに活かしていきたいと考えます。

つきましては、下記の事項についてご協力いただきますようお願い致します。

### 記

1. 別紙「政府への要請」に対する賛同書へご協力下さい。  
(尚、12月8日に予定する政府への要請の際に提出します。)
2. 同封する請願署名へのご協力をお願いします。
3. 私たち農民連が毎週発行する新聞「農民」(見本誌同封)の定期購読をお願いします。
4. 当組合の運動趣旨をご理解いただき、活動賛助金のご協力をお願いします。
5. 地域農業を守る取り組みや、独自の施策・広がりについて懇談させていただければ幸いです。

つきましては、11月中旬頃にお伺いいたしますので、宜しく願いいたします。

(訪問日時につきましては、後日連絡させていただきます)

以上

## 「政府への要請」に対する賛同書

世界的な食料危機は、食料の6割以上を世界の国々に依存する国民食料の危うさを浮き彫りにする一方、日本の地域農業・食料生産を支える基幹的農業従事者はこの10年で3割も減少し、地域農業は崩壊の危機に瀕しています。こうした流れに歯止めをかけ、いまこそ国産食料の増産と、実効性ある国内食料自給率の向上に向けた施策、命の源である食料生産を支える大多数の家族農業経営を支援する農政が求められます。私たちは、政府に対しすべての国民に対し安全な食料を享受する権利を保障するとともに、不安定な原料や農畜産物の輸入に依存した政策をあらためるべきと考えます。以上の趣旨から、下記「政府への要請」に賛同いたします。

2023年 月 日

住 所

団体名

代表者（役職・氏名）

印

- 一、国内で食料を増産し、日本の食料自給率を向上・改善すること。とくに、食料自給率を国内農政の重点政策に据えること。
- 二、国内食料自給率の低下を招く、経済連携協定を見直すこと。とりわけ輸入義務ではないミニマムアクセス（MA）米は即刻中止・見直しを図ること。
- 三、「農業者戸別所得補償制度」の復活、「水田活用直接支払い交付金の見直し」の中止など、家族農業を支える政策を実行すること。
- 四、全国各地の自治体などの努力で広がる学校給食の無償化を後押しし、さらに広がるよう支援・拡充すること。また地元産の安全な農畜産物・食品の活用する施策を図ること。

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

# 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを 求める請願

年 月 日

## ●請願趣旨●

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185か国中129位です。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことは一度もありません。現行基本法は、「基本計画」で「自給率向上目標」を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためです。

さらに政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食料危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とする必要があります。

## ●請願事項●

一、「新基本法」制定にあたっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

氏名・住所の欄に「同上」「〃」は不可、住所は番地まで記入願います。

氏 名	住 所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

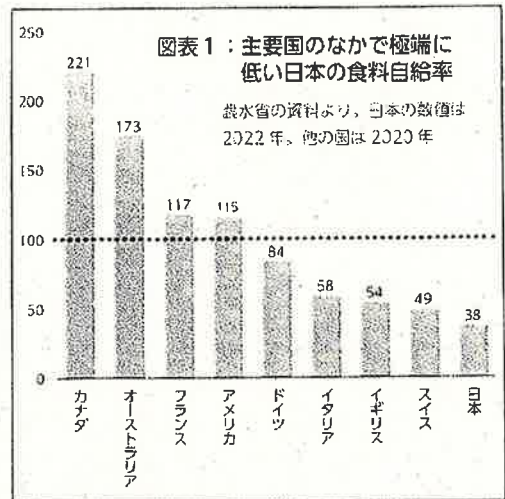
※この署名は国会請願以外の目的では使用しません。【2023年度】

取扱団体：農民運動全国連合会 〒173-0025 東京都板橋区熊野町47-11

TEL 03-5966-2224

# 食料危機打開のカギは食料自給率向上 逆流を跳ね返し、食料・農業・地域を守ろう！

「買えない」から「足りない」に深刻化する食料危機  
長年の新自由主義政策が非正規・低賃金の労働者を増大させているなか、気候危機、コロナ禍、ウクライナ侵攻によってエネルギーや食品の価格が高騰。「食料が高くて買えない」という食料危機が広がっています。国連世界食料計画（WFP）はさらに、早ばつや肥料不足で危機は「食料が足りない」という次の段階に移行すると警告。アメリカの国際食糧政策研究所（IFPRI）によると、2022年に食料・飼料・肥料の輸出を制限した国は32カ国。23年7月には米の世界最大の輸出国のインドが輸出の半分以上を禁輸にしました。日本では、農家も農地も大幅な減少が続いており、いざ食料が足りなくなつたとき、食料を十分生産・確保できなくなっています。



## 政府は食料自給率向上の責任を放棄

食と農の危機は、極端に低い食料自給率に表れています（図表1）。8月7日に発表された最新の食料自給率（カロリーベース）は前年と同じ38%でしたが、小数点以下でみると前年よりも0.37ポイント低下しました。そのうえ、日本政府は現在、食料と農業政策の目標と方向性を定める「食料・農業・農村基本法」の見直しで、食料自給率を単なる一指標におとしめるなど、食料自給率を向上させる責任を完全に放棄しようとしています。

## 農水省が悪夢の食卓像：足りなくなった時のメニューより、足りなくさせない政治を！

食料が足りなくなったときの食卓はどうなるのか。農水省は悪夢のような食卓像を示しています。「米麦中心の食生活」では必要カロリーを確保できないため、用意したメニューが「イモ中心の食生活」。(図表2)。

その場合、サツマイモとジャガイモが1日3食、朝に食パン半切れ、夕食にご飯1杯、副食に野菜炒め、サラダが浅漬け。みそ汁はなし、卵は1カ月に1個……。こんなメニューを考える前に、食料自給率の大幅な向上で十分な食料を確保するのが政治の責任ではないでしょうか。

食料危機のもとで国民を飢えさせないため食料自給率を向上させる食健連の運動にご協力ください。

図表2：農水省が示す悪夢の食卓像

朝食	食パン 半切れ	焼きイモ 2本	サラダ 2皿	りんご 1/6個
昼食	焼きイモ 2本	粉ふきいも 1皿	野菜炒め 2皿	
夕食	ご飯 1杯	粉ふきいも 1皿	浅漬け 1皿	焼き魚 1切れ
	牛乳 5日に 290cc	卵 1カ月に 1個	焼肉 21日に 1皿	

農水省「食料自給力の指標」（イモ類中心の食生活）

## 国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（全国食健連）

〒173-0025 東京都板橋区熊野町47-11 社医研究会 1F

電話： [REDACTED] Eメール： [REDACTED]



### 【取り扱い団体】

県南農産組合  
〒 [REDACTED] 茨城県稲敷郡阿見町 [REDACTED]  
TEL [REDACTED]

# 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

つくば市 議会議長 様

## 陳情の要旨

- 1・脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じている。
- 2・生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題がある。
- 3・72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していない。
- 4・厚生労働大臣が国会で答弁した今、調査および改善の要望を地方から挙げて頂きたい。

## 陳情の理由

昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応ができません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため調査および改善を求める意見書の採択を陳情する。

## 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（案）

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。



-5.11.28

陳情 5 第 12 号

令和5年11月24日

住所：福岡県行橋市

連絡先：

## 第 212 回臨時国会・総理所信表明演説に対する自由民主党代表質問

令和 5 年 10 月 24 日

自由民主党・無所属の会（稲田朋美）

岸田政権の「デジタル行財政改革」は、何を改革し、何を指すのか、総理から国民が自分ごとと感じられる分かりやすいご説明をお願いします。政治は制度をつくるだけでなく、それが現場でどう動いているか目配りし、不断に改善していくことも重要です。

我が国の国際化が進展する中で、これまで日本人を前提とした昭和の時代からの制度が、外国人に適用される際に、弊害が顕在化する場合があります。その例として、年金の脱退一時金制度があります。

日本人は年金制度から脱退することはできません。ところが、外国人が帰国する場合には、年金制度から脱退し、一時金を受給できます。永住者資格がある外国人が年金脱退一時金を受給して帰国し、その後再入国して、収入が少ないという理由で生活保護を受給することも現在の制度運営上、可能となっています。

脱退一時金制度をはじめ、在留資格制度や社会保障制度の運用の狭間で生じている課題について実態把握を進め、国民が納得できる制度に向けて改善を図るべきと考えますが、厚生労働大臣のご見解を伺います。

(武見敬三・厚生労働大臣)

稲田朋美議員のご質問にお答えをいたします。年金の脱退一時金についておたずねがありました。ご指摘の制度の運用の狭間で生じる課題について関係省庁とも連携しつつ、実態把握等を進めて、必要な改善を図ることは重要と考えております。

脱退一時金は外国の方々に特有の事情を踏まえて例外的に設けられている制度でございます。厚生労働省としては、必要な実態把握を行いながら政府内における在留資格に関する議論の状況等も踏まえ、次期年金制度改革改正に向けて必要な検討を行ってまいります。



代表質問



提出先 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
出入国在留管理庁長官、衆議院議長、参議院議長

## 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月27日

行 橋 市 議 会